

指定管理者制度に係る基本方針

【目的】

地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者制度の選考手続、各条例・規則の整備などに関する基本方針を示すことにより、制度に対する市の統一的な取扱いを確保する。

【管理運営のあり方】

「指定管理者制度」が創設された背景には、住民の行政に対するニーズが多様化していること、多くの民間事業者に十分な行政サービスを提供する能力が認められていることが挙げられている。

今後は、施設の管理運営のあり方について、以下の視点から検証し、より効果的、効率的な施設運営を行う。

[高度化するニーズへの対応]

多様化・複雑化する住民ニーズに対応し、施設の効用を最大限に発揮する。

[管理運営コストの縮減]

行財政改革の視点を踏まえ、各種経費の見直しを行い、効率的な管理運営を実現する。

なお、管理運営のあり方を検討するときは、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第 5 条第 1 項第 4 号の規定に充分留意する。

【対象となる施設】

[既存の施設]

- ・ 現在、管理運営の委託を行っている施設
- ・ 今後新たに管理運営を委託させようとしている施設

[新規の施設]

- ・ 今後新設する施設で、管理運営を委託させようとしている施設

【条例・規則の整備】

指定管理者の選定にあたっては、次の 3 つの事項について考慮する。

指定の手続

候補者の選定基準、申請手続、選定方法、責務、協定書に記載すべき事項など

管理の基準

施設の開館日、休館日、開館時間、閉館時間といった基本条件、管理を通じて得た個人情報をはじめ、情報の適正な取扱いなどといった基本的事項

業務の範囲

事業の運営内容、施設の使用許可の取扱い、施設及び附帯設備の維持管理の範囲など指定管理者が行う業務内容

以上 3 つの事項に関して条例・規則の整備を行う際は、次のように取り扱うこととする。

・「指定の手續」の取扱い

候補者の選定基準、申請手續、選定方法、責務、協定書に記載すべき事項などについては、施設の態様に関係なく共通して取り扱うことができる項目であることから、共通事項として一つの条例（以下「共通条例」という。）を制定して対応する。ただし、共通条例にそぐわない施設については、個別の設置条例で定める。

・「管理の基準」「業務の範囲」の取扱い

「管理の基準」「業務の範囲」については、各施設により取扱いが異なるため、各施設に共通する総括的な大綱部分を共通条例で規定し、より細かい具体的な部分は、個別の設置条例により各施設の実態に対応する。

【指定管理者の選定】

公募

指定管理者の選定は公募で行う。その際、以下のような情報を告示する。

- ・ 公の施設の名称・所在地・設置目的・規模など、施設の概要
- ・ 指定管理者が管理する業務の範囲
- ・ 指定期間
- ・ 指定を受けるための資格要件
- ・ 申請に必要な書類
- ・ 申請期間

申請

指定管理者に応募する者は、申請書、事業計画書、経営状況をはじめとする申請者の概要などの書類を市に提出する。

選定の基準

応募があったものの中から、以下の選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められた者を選定する。

- ・ 市民の平等な利用が確保されること。
- ・ 施設がその目的に応じて、その効用を最大限発揮でき、経費の縮減が図られること。
- ・ 事業計画書の内容を安定して行う能力を持っていること。

公募によらない選定

「選定の基準」に掲げる要件を満たし、その施設の態様などから、設置の目的を効果的かつ効率的に満たすことができると認められる者がある場合は、公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができる。指定管理期間満了後、再指定する場合

も同様とする。ただし、その場合、公募しない理由を公表するものとする。

仮協定の締結

選定後は、遅滞なく仮協定書を作成する。

本協定の締結

議会の議決により指定管理者が決定したら、指定管理者に支出する費用の額など、細目的事項について、市と指定管理者との協議により定めることとし、別途本協定を締結する。本協定にあたっては、以下の事項について締結する。

- ・ 事業計画に関する事項
- ・ 管理の基準に関する事項
- ・ 指定管理者に支出する管理に係る費用に関する事項
- ・ 個人情報保護、情報公開に関する事項
- ・ 事業報告書の作成、提出に関する事項
- ・ 業務報告の聴取等に関する事項
- ・ 指定の取消し、業務停止命令に関する事項

本協定の締結にあたっては、公正公平な指定管理者選定と法的整合性の確保を担保するため、企画財政部財政課契約係及び総務部情報課文書法規系の審査を受けることとする。

事業の実施

議会による指定管理者決定の議決後、指定管理者には指定書を交付し、正式な協定を締結し、指定した旨の告示をする。

【施設の維持管理にかかる委託】

清掃、警備、修繕、点検など、施設の維持管理に係る業務の委託は、指定管理者制度とは別のものとして、従来どおり民間との委託契約によることができるとされている。これらは維持管理委託として整理することとし、条例にこれらの規定がある場合は、指定管理者との区別を明確にするよう当該規定を削るなどの条例改正を行う。

地方自治法(昭和 22 年 法律第 67 号) 抜粋

(公の施設)

第 244 条(略)

2 普通地方公共団体(次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民の公の施設を利用することを拒んではならない。

3 (略)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。